

中国簡牘研究の現状

大庭脩

一、序説

ここに中国簡牘というのは、竹簡又は木牘を書写材料とし、それに中国文を書いたものを指している。日本においては木簡という用語が普及しているが、原義的には竹のふだが簡、木のふだが牘、あるいは札とよばれるので、簡牘と称した。

木簡学の対象は、地域的にいえば、必ずしも中国、朝鮮、日本に

限るものではあるまい。中国文簡牘と伴出するものの中にはカロスティーヴ木牘があり、⁽¹⁾西夏文木牘も出土しているし、いわゆる西域探検の最初に発見されて注目をあつめたバワー・マニュスクリプト (Bower Manuscript) を始め、後の貝多羅も木を書写材料とするものであるし、イギリスのチャスター・ホールムにおいて発見されたロー⁽²⁾マ時代のラテン語文木牘も書写材料としてみれば同様である。ラテン語木牘が日本の木簡学の対象にならないとしても、これが欧米においてペピロロジー、或いはパラエオロジーの対象となっている以上は、木簡学の近接科学としてこれらの学問を認識しておく必要がある。

あるだろう。⁽⁴⁾少くとも、書写材料として木がこれだけ広い地域に利用されていることを知れば、中国において竹を書写材料として使用することが、むしろ中国の地域的特殊性と考えねばなるまい。

さて、文献上に残っている簡牘出土の記録は別として、現実に簡牘が発見され、その簡牘の実物を実見できるのは、今世紀に入ってからのことである。従つて中国簡牘研究は、新しい学問であるといわなければならない。そしてその研究は、新資料の発見にともなつて発展をとげてきた。

中国簡牘発見の歴史は、一九四九年の中華人民共和国成立以前と以後、ほぼ今世紀の前半と後半でその傾向を異にする。

まず発掘者についてみれば、世紀前半ではその多くが中国人以外の人の手によって発掘されている。すなわち、一九世紀末から盛んになつたヨーロッパ諸国の中央アジア探検の探検隊が発掘したもののがほとんどだからである。その結果、発掘された簡牘そのものは、ほとんどが今、中国大陆にはない。

これに対しても今世紀後半では、すべて中国人民の手によって発掘され、従つて簡牘はすべて中国大陆において保存されている。

世紀前半では、中央アジア探検隊の手によるものばかりであるため、出土地は中国西部ないし西北部、甘粛省、新疆ウイグル自治区である。これは主に砂漠地帯、乾燥地帯であるから、簡牘は極度の乾燥状態におかれた結果残つたものであり、従つてその保存には特別な処理を要しない。

世紀後半では、考古学的な調査が中国全土で進んだ結果、従来と同様甘粛省などでも発見されているがそのほかに、湖北・湖南・江蘇・山東などの各省から出土し、これらの地域ではすべて古墓の中から発見されるが、墓内に何かの理由で水が浸入し、水に漬かつた状態か、あるいは偶然的に湿気が適当な状態であつた結果残つたもので、従つて出土簡牘の保存には何らかの処置を必要とする。

世紀前半の簡牘の出土地は、漢代の国境防衛線の障塞（とりで）や烽燧（みはり台）の遺址——すなわち敦煌漢簡、居延漢簡、ロブノール漢簡など——、晋代の都市の遺址——すなわち樓蘭晋簡、ニヤ晋・唐簡など——、つまり広範なフィールドで発見されるのがほとんどで、墓内から出土したものは極めて稀——樂浪彩篋冢、ニヤ晋墓——であった。後半になると、甘粛省においてもフィールドのほかに古墓からも出土し、その他の諸省の出土はすべて古墓からである。これは中国考古学の発達の成果であり、今世紀の残る二十年の間には、簡牘の出土する省は更に拡大するものと考えてよい。

こういう出土地の多様化は、当然簡牘に記載されている内容にも多様性を見せるが、この点については後述することにする。出土地

の多様化は、出土簡牘の時代の幅を広げた。具体的には従来漢晋時代に限つたものが、楚簡を中心とする戦国時代のものが発見されるようになった。漢代以前という意味では湖北省雲夢県の秦簡の出土も、この特色に加えてよいだろう。それから、世紀前半には出土地が甘粛・新疆地方に限られていたため、往時書写材料は主としてその地域で調達したせいか木がほとんどで、竹は稀であったのが、竹簡の出土が相当な量にのぼるのも後半の特色といつてよい。

かくして約八〇年の間に戦国時代から晋代までに限つて約四万点（うち竹簡約七千点）の簡牘を我われは資料としてもつことになった。これらの簡牘の研究の発展は、年代別、地域別、簡牘の内容別などいろいろな角度から述べることが可能であろう。例えば年代を次のように区分することができよう。まず一九四二年以前が第一期である。この間には、一九三一年に居延漢簡が発見され、北京で一部鉢読が行なわれていたが、第二次世界大戦の戦禍が及んだことによつて中断し、居延漢簡はなお利用できる状態ではなく、従つて研究対象になるのはアウレル・スタイン（Aurel Stein）第二次探検発見の敦煌漢簡、スタイン、スウェン・ヘディン（Sven Hedin）発見の樓蘭晋簡、スタイン発見のニヤ晋簡の約一千点余の簡牘であつた。

一九四三年、労幹氏の居延漢簡の釈文が始めて公刊され、以後同氏の居延漢簡を用いた研究論文が盛に発表される。写真の公刊ははるかに遅れるが、ここで居延漢簡一万点が研究対象に加わり、簡牘研究は一つの盛期を迎える。この時期は一九七一年までと考へる。

この間武威漢簡その他が出土するが、簡牘資料は特に大きな増加を見るにいたらない。

第三期は一九七二年以降今日を含む時期である。一九六六年以降文化大革命の期間、資料は飛躍的に増大しているが、それらはなまかに公刊されず、「文物」「考古」の復刊が一九七二年であることが象徴的である。

するように、この時以後ようやく発掘資料を利用できるようになるからである。この区分の方法は、最も重要な釈読の作業を研究期間に包含しない点で問題があるが、あえて除外してみたのは釈文の発表、資料の全面公開をもって一般的研究の開始と見るべきであり、それあってこそ基礎的な釈読作業が永遠不滅の名譽と価値を持つと考えるからである。

なお本稿は如何分紙面に限りがあるから、中国簡牘の出土地、出土時期などについては一覧表をかかげることにして特に叙述はしない。より詳細なことは拙著『木簡』(一九七九年三月、学生社刊)を見られたい。また研究文献は必要な最少限度にふれるのみにするので、別に拙稿「中国出土簡牘研究文献目録」(一九七九年三月、関西大学文
学論集第二八卷第四号所収)を参照されたい。

二、敦煌漢簡・樓蘭晉簡

—一九四二年以前の研究—

中国簡牘の出土は一九〇一年にはじまる。二月三日、彼の第一次中央アジア探検中であつたアウレル・スタインは、ターリム盆地南

縁の、タクラマカン砂漠に埋没していたニヤ遺跡を調査していて、ニヤIVと名づけた遺址で晋簡五〇点を発見した。同じ年の三月八日、スタインとは別に彼の第二次中央アジア探検中であったスウェン・ヘデインは、旧ロップ・ノール北岸の樓蘭遺跡で、多数の紙片とともに晋簡を発見し、その総数は一二一片に及んだ。

大學教授 August Conrady は著書 “Die Chinesischen Hand-schriften und sonstigen Kleinfunde Swen Hedins in Lou-ian” という専著が発表された。これ以前に、スタインは彼の第二次探検 (1906~1908)において甘肃省敦煌付近の漢代防衛線遺址で漢簡七百点余を発見し——いわゆる敦煌漢簡——、楼蘭遺跡発見の晋簡若干とともにシャバンヌ教授によって研究され、一九一三年にオクスフォード大学から、“Les documents chinois découverts par Aurel

辿つてエチナ川流域にまで達し、その間一九一四年に漢簡一六六点を発見した。そのうちなかばは漢の敦煌郡、なかばは酒泉郡の領域にあたるので、後者を酒泉漢簡という人もある。これらはシャバン

ヌ氏の死去のためアンリ・マスペロ (Henri Maspero) 教授が釈文を作り、第二次大戦の影響で、出版は一九五三年になった。“Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie centrale”がそれで、ブリティッシュ・ムージアムの刊行である。シャバンヌ、コンラディ両教授とも中国の簡牘に関する基本的な概観を最初に述べ、ついで各簡の釈文、その翻訳、注を加えている。わけてもシャバンヌ教授の成果は最も早く出版され、かつ極めて精密に、今世紀に入って始めて学界が手にする新材料を研究した。彼はいわば木簡学の草わけに当り、その成果は不滅の価値をもつ。ついで後述する羅振玉・王国維、及び勞榦、Michael Loewe、大庭脩などが、シャバンヌ氏の釈文の部分的修正を行なっているが、大半の釈文は従うべきものであり、その価値をいささかも損なうものではない。

清朝の滅亡に際して日本に亡命していた羅振玉、王国維の二人の中国人学者はシャバンヌ氏の写真を得て独自の研究を行ない、一九一四年に『流沙墜簡』を刊行した。この中で両氏は、漢・晋簡を一、小学術数方技書、二、屯戍叢殘、三、簡牘遺文に大別し、一の中には字書、曆譜、九術、占書、医方関係のものを集め、二は更に簿書、燧燧、戍役、稟給、器物、雜事に小分けして整理し、三には簡札の断片を集めた。シャバンヌ、コンラディ両教授の研究では簡牘の発掘に即して、発掘者の附与した簡番号順に配列していたものを、羅・王両氏は簡文の内容に応じて分類している。前者は釈文と

いう基礎作業に重点を置いた資料提供に主眼があるのでに対し、後者は資料の物語る歴史に重点をおいたもので、一步研究の歩みをすすめている。前者は簡牘研究の基礎篇、後者は応用編というべき性格の作業で、いずれの簡牘研究にあっても存する研究段階であることは言うまでもない。

敦煌漢簡は何度も述べたように、漢代の国境防衛の監視哨である烽燧址から発掘採集されたもので、正史をはじめとする編纂資料にはほとんど記載されていない当時の通常生活に関する史料であるから、文字通りの断簡零墨の語る内容から復原される当時の歴史は、甚だ珍らしい漢代の実生活の断面を窺うことができたが、それとともに研究者は考証研究には勝れた知識の所有者でなければならぬ。羅振玉、王国維両氏、わけても王国維氏は清朝考証学者の最後の人ともいうべき学殖の持ち主で、『流沙墜簡』は、清朝考証学が簡牘研究に開いた花といつてよく、その研究方法と成果は、この後の中国簡牘研究に当つて常に振り返られる原点となつた。

王国維氏の研究が勝れていてほとんど問題を残さなかつたことと、もともと出土した簡牘数が七百点余りであり、かつ羅・王両氏が用いたシャバンヌ氏の写真は五百点余にとどまって、すべての簡牘の写真ではなかつたことなどが原因となつて、この時期の簡牘研究はその後大きく発展することはなかつた。

日本におけるこの時期の簡牘研究は、簡牘に関する概論として今も価値高い王国維氏の「簡牘考叢」が、中国文の発表に先立つ

て、鈴木虎雄氏の訳で「藝文」誌上に発表されたこと（藝文3—4・5・6 一九一二）、原田淑人氏の「支那古代簡札の編綴法に就いて」（東方學報東京6 一九三六）が発表されたことを除けば、主に書道史関係において漢晋時代の肉筆の書蹟として注目をあつめ、写真の複製出版もあつたことが目につく。恐らく、この時期の極く末に滝川政次郎氏が「流沙墜簡に見える漢代の法制」（満州學報6 一九四一）の論文を発表されたのが、唯一の研究といつても過言ではあるまい。

II、居延漢簡

—一九四三年から一九七九年の間の研究—

一九四三年は、序説に述べた通り、労榦氏の『居延漢簡考釈 釈文之部』が、四川の南溪において油印本で刊行された年で、居延漢簡が、仮に小部数であったとしても、直接釈読作業に従事していなかつた人びとの目にふれた。

一九三〇年、スウェン・ヘディングの指導する西北科学考察団（The Sino-Swedish Expedition）のスウェーデン人団員、フォルケ・ベリイマン（Folke Bergman）氏が、甘肅省のエチナ川流域の漢代遺址で発掘した漢代の簡牘約一万点余は、一九三一年五月末に北京に到着し、馬衡氏を始めとする学者によつて釈読が行なわれたが、三七年の日中戦争により作業は中絶し、わずかに写真一組を携えた労榦氏は避難先の四川省南溪において釈読を続け、自らその結果を筆にして発表した。また考証を集めた『居延漢簡考釈 考証之

部』も同じ体裁で刊行された。居延漢簡を用いた研究論文は、一九七三年に傅振倫氏の「漢武年号延和説」（考古6）、一九三九年に労榦氏の「從漢簡所見之邊郡制度」（歴史語言研究所集刊8—2）などが発表されはいたが、大戰最中のことであり、労氏の『考釈』も部数が少なかつたから、恐らく一般に漢簡研究が行なわれるようになるのは、一九四九年に労榦氏の『居延漢簡考釈 釈文之部』の活字本が商務印書館から出版されて以降ということになろう。

居延漢簡は、その後長く写真の刊行がなされず、一九五七年になつてようやく、労榦氏による『居延漢簡 図版之部』が出、一九六〇年にこれに見合う『居延漢簡 考釈之部』が出た。また中国科学院考古研究所は、一九五九年に研究所にあつた写真によつて二五五一簡について『居延漢簡甲編』を刊行し、写真に見合う釈文と、一部の簡牘の出土地とを発表した。

このように、労榦氏名義の釈文が三種類と『居延漢簡甲編』が存在するのであるが、労榦氏の三種の釈文がそれぞれ異なつてゐるといふ面倒な問題があつて、研究者に困難を与えてゐる。最初の油印本はほとんど見ることはあり得ないほど少部数であるから、これを対象外にすると、四九年活字版は、文書、簿録、信札、経籍、雜類に大分類し、文書を小分けして書檄、封檢、符券、刑訟の四つに、簿録を小分けして燧燧、戍役、疾病死傷、錢穀、器物、車馬、酒食、名績、資籍、簿檢、計簿、雜簿の十二にしている。これは簡文の内容によつて分類した『流沙墜簡』の形体になつてゐる。これに対し

て六〇年版の釈文は、図版に対応して配列され、相互対照するようになっているが、簡牘配列の順序は内容別でもなく、発掘時に与えられた各簡の個有番号によつたものでもない。先に述べたように居延漢簡の原簡は、北京において整理中に戦火が迫つたので運び出され、諸處を転々とした後現在は台北にある。勞榦氏は整理中に写された写真によつて研究を進め、その写真を刊行したのであるが、これは同一出土地の簡牘を一緒に写すというような配慮は特別になされておらず、簡の長短などを按配して写した無原則なものである。整理が終つて図版を刊行するときには、しかるべき秩序を与える筈であったのだろうが、この写真は作業途中のものなのである。ただ、先に刊行された四九年活字版の釈文には、各簡の簡番号の上に（）に入れて写真番号があり、この番号は図版の各葉の番号に当るので、これによつて図版の当該簡を見出せる立前になつている。⁽⁵⁾『居延漢簡甲編』は独自の通し番号を打つてゐるが、巻末の一覧表で原簡番号がわからず、同時に四九年活字版の所載頁も見出せるよう配慮されており、簡牘の配列は原簡番号順になつてゐる。ただ『乙編』は未刊のままで、中国社会科学院考古研究所は改めて甲乙編を会して刊行する準備を進めている。

以上のようにややまわりくどい説明を必要とするのが居延漢簡の基本資料となる写真と釈文の現状であり、敦煌漢簡におけるシャバヌ氏の業績に相当するものは未だない。

その上なお不便なことがある。敦煌漢簡に関するシャバヌ氏の

研究は簡牘に限つてなされたものであるが、これを含むスタン第二次探検の調査報告は、一九二一年に“Serindia”的書名で出版されており、簡牘の出土地及び伴出遺物等はこの書を見ればわかる。居延漢簡では、これを含む考古学的報告書は、発掘者F・ベリイマン氏の病歿後、整理を引きついだB・ソンマストローム(Bo Sonmarström)氏において“Archaeological Researches in the Edsen-gol Region Inner Mongolia”的題名のもとに一九五六、五八年に上巻二冊が刊行された。ところが、簡牘類とその他の発掘物が北京とストックホルムという別の場所で整理研究されたこと、及び、発掘者ベリイマン氏の死去により主として簡牘類の出土地が必ずしも明らかでないことによつて、これらを有機的に結びつける作業が難かしいのである。ただ、中国におけるその後の研究の進展によつて、近く刊行される『居延漢簡甲・乙編』では、出土地はすべて明かにできるということである。

居延漢簡の基本資料がなお十全でない状況であり、かつ図版の刊行が一九五七年であつたことから、図版刊行以前の研究と、刊行後の研究とは自ら差違がある。一九五七年以前においては、中国人では勞榦氏をはじめとして、賀昌群、陳槃、楊聯陞などの学者に論文があり、日本にあつては一九五一年より森鹿三教授を中心とする居延漢簡研究グループが京都大学人文科学研究所において活動を始めた。⁽⁶⁾およそ簡牘研究には、釈読をはじめとして簡牘の記載内容を理解

するための考証を含めた簡牘そのものの研究、簡牘を主材料とした歴史研究と、歴史研究の資料の一部に簡牘をも利用した研究とに大別することができる。

簡牘そのものの研究としては、勞榦氏の『居延漢簡考証』(7)をはじめ、陳槃氏の「漢晉遺簡述」などがあり、簡牘を主材料とした研究には勞榦氏の「漢簡中的河西經濟生活」「漢代兵制及漢簡中的兵制」「漢代郡制及其對於簡牘的參証」など多数の論文があつて、居延漢簡の記載を利用して研究できるであろうテーマは、一応同氏の一九五二年頃までの論文の中に取りあげられている。(8)日本での居延漢簡研究はこれを前提としてはじまり、伊藤道治「漢代居延戰線の展開」、岡崎敬「漢代邊境兵士の被服について」、日比野丈夫「漢簡所見地名考」、米田賢次郎「漢代の邊境組織——際の配置について」(共に東洋史研究12—3、一九五三)、同「漢代邊境兵士の給与について」、藤枝晃「漢簡職官表」(東方學報京都25、一九五四)、米田賢次郎「帳簿より見たる漢代の官僚組織について」(東洋史研究14—1・2、一九五五)、大庭脩「漢代の関所とパス・ポート」(関西大学東西學術研究所論叢16、一九五四)、森鹿三「居延簡にみえる馬について」(東方學報京都27、一九五七)などは漢簡の記載を主とした研究の分類に入ろう。このような日本の簡牘研究の中には、特色あるものとして森鹿三教授の業績をあげることができる。森教授は出土地、層位等の不明な状況下で、居延漢簡相互の関連を発見してグループ化をすることを企て、その基準の一つに人名をとりあげ、「関齋夫

王光」(東洋史研究12—3、一九五三)、「令史弘に關する文書」(東洋史研究14—1・2、一九五五)を書き、成功をおさめた。また、伴出資料をはじめ発掘遺跡に関する情報が皆無である状況下で、可能な限り遺跡の環境や出土品も加味して簡牘の使用された漢代の邊境防備の状況を明らかにしようと試みた藤枝晃「長城のまもり——河西地方出土の漢代木簡の内容の概觀——」(自然と文化別篇2、一九五五)は、スタインの発掘報告を活用し、敦煌漢簡、ロブノール漢簡をもあわせて用い、居延漢簡を河西地方出土簡牘の中に含めて位置づけた簡牘の概説として極めて優れたもので、簡文の口語訳をつけた点でも特筆される。これに対しても、居延漢簡をも歴史の史料として利用した研究に、大庭脩「漢代における功次による昇進について」(東洋史研究12—3、一九六三)、同「漢の嗇夫」、守屋美都雄「父老」(共に東洋史研究14—1・2、一九五五)、平中等次「居延漢簡と漢代の財產税」(立命館大學人文科學研究所紀要1、一九五三)、仁井田陞「中國賣買法の沿革」(法制史研究1、一九五三)、西嶋定生「漢代の土地所有制——特に名田と占田について——」(史學雜誌58—1、一九四九)、同『中國古代帝國の形成と構造』(東大出版会刊、一九六〇)などをあげることができる。

このような居延漢簡に関する研究が多く発表されたことは、学界においても注目された。それを象徴するようにオランダライデン大學漢學研究所長のA・フルスウェ(A. F. P. Hulsewe)教授は、歐米の伝統ある中國研究誌「通報(T'oung Pao)」四五(一九五七)に Han-

Time Documents, A Survey of recent studies occasioned by the finding of Han-Time documents in Central Asia といふ学界動向を発表した。しかし勞榦氏の釈文のみによる研究はもはやこれ以上の展開を期待し得ない段階まできていた。フルスウェ氏の学界動向が一九五七年に刊行されたのは、この段階の締くくらとしての意義を持つ点でも象徴的である。この年、労榦氏の『居延漢簡 図版之部』が台北で出版され、写真によじりを研究する時代が到来した。

写真を手にしてみると、労榦氏の釈読に誤まりが発見され、從来の疑問が氷解することもあれば、かつての武断臆断がくつがえることもあり、簡牘面に書かれている文字の位置、大小、或いは異筆、同筆の関係も検討の必要が生じた。五九年には『居延漢簡甲編』が出て、出土地の一部がわかるようになり、この時以後、中国において『甲編』の釈文に関する議論や研究が、陳直、賀昌群、陳那懷、于豪亮、徐苹方、陳公柔、陳夢家などの諸氏によつて展開される。

日本においても、森鹿三「居延漢簡の集成——とくに第二亭食簿について——」(東方学報京都29、一九五九)、同「居延出土の卒家属稟名籍について」(立命館文学180、一九五九)、同「居延漢簡とくにウラノ・ドルベルジン出土簡について」(史林44-3、一九六一)は写真を利用したグループ化の成果であり、森鹿三「居延出土の一冊書について」(石浜古稀記念東洋学論叢、一九五八)、大庭脩「爰書考」(聖心女子大学論叢12)、同「居延出土の詔書冊と詔書断簡について」(関西大

学東西学術研究所論叢52、一九六一)など、写真なくしてはなし得ない研究が出た。

木簡の形態、文字の異筆、同筆の別等を考えながら、出土地別に同形同種、同筆の文書の集成を試みたのがケンブリッジ大学のマイケル・ローウェ博士 (Dr. Michael Loewe) による "Records of Han Administration" (Cambridge University Press 1967) 11冊がその成果である。そしてその成果を若干の批判をこめて継承し、徹底的に同種文書を集め、破城子(ム・ドルベルジン)出土の帳簿類の整理を試みたのが永田英正氏の「居延漢簡の集成I・II——破城子(ム・ドルベルジン)出土簡の定期文書1・2——」(東方学報京都46-47、一九七四)及び「居延漢簡の集成III—地湾、博羅松治、瓦因托尼、大湾出土簡——」(東方学報京都51、一九七九)の大作である。なお永田氏にはこれに先立つ試掘的研究として、「居延漢簡にみる候官についての一試論——破城子出土の〈詣官〉簿を中心として——」(史林五十六、一九七三)がある。

一九七三・七四年、甘肅省博物館等よりなる甘肅居延考古隊は、七二年秋に行なわれたエチナ川の南、金塔からガシュンノール、ソゴノールにいたる流域調査のあとをうけて、破城子、その南三キロの小のろし台あと、金塔県天倉北のエチナ川東岸にある城砦遺址を発掘した。破城子はベリイマンの調査のA-8地点で漢代の甲渠候官という城砦、小のろし台はP-1地点で甲渠第四段、第三の城砦はA-32地点で肩水金閥という閥城である。A-8地点では前回に五、二〇

〇枚以上の簡牘と一、二三〇点の遺物が、P1地点では木簡一枚が、A32点では八五〇枚以上の簡牘と五〇点以上の遺物が出土していたが、今回の発掘で甲渠候官では六、八六五枚の簡牘と遺物八八一点、甲渠第四隊では簡牘一九五枚と遺物一〇五点、肩水金闕では簡牘一、五七七枚と遺物一、三一一点が出土した。今度出土した簡牘の総計は一九、六三七枚で、前回一九三一年の出土簡一万余点の倍に近く、居延漢簡は総合計で三万点を上まわるのである。

今回の発掘は、沙漠の厳しい自然の中で行なわれ、砂あらしのため一度発掘した場所を再度堀りなおすこともあり、考古研究所夏鼐所長の談によれば、器材はもとより飲み水まではるか玉門関市より運んだという。このような苦難をしのいで行なわれた結果、前記の多数の収穫があつた外に、甲渠候官、肩水金闕、燧燧それぞの漢代軍事基地が正確に発掘調査され、その規模と建物の配置が明らかになつた。この発掘の簡報を読んだとき、私が思つたことは、いかに発掘作業が行なわれていたとしても、今世紀前半の中央アジア探検はあくまで Exploration の限度を越えず、今や中国の手による Excavation の時代が来たのだということであつた。

新居延漢簡は現在甘肅省博物館において整理中で、その極く一部が写真や研究論文として紹介され始めているが、「文物」一九七八年一號に発掘簡報、徐苹芳氏の「居延考古発掘的新収穫」と共に発表された論文は「建武三年候粟君所責寇恩事」という三五簡よりなる冊書に関するものであり、この冊書は甲渠候官城のF22という小

部屋から出た。ここは文書庫と見られ、王莽の天鳳年間から後漢建武初にいたる四十余冊の冊書が見つかった。このようまとまつた完全文書の例が多くあることは、旧居延漢簡が合計三つの冊書の出土にとどまつたことと比較して、断簡が完全文書のどの部分に当るかを考えるのに有力な資料となるであろう。また一九七九年三月から六月にかけて東京・大阪で開かれた「中華人民共和国シルクロード文物展」には新居延漢簡三簡をはじめ、この居延での発掘品の一部が出品され、甚だ参考になつた。

旧に倍する新居延漢簡の出現によって中国の簡牘研究は新しい時代を迎えるとしている。その時代の幕が開くのは、新居延漢簡の写真と釋文が刊行された時である。それを近何年か前にひかえた現在、直接読解に従事していない我われは何を考えるべきであろうか。私見を少しのべておこう。

先述「文物」に発表されたごく一部の写真の中ですら、私は旧居延簡の中にもあつた一人名を見出し、かねてから不審を抱いていた旧簡の簡文にあつた官名が、建武初期の特別なものとの解釈が可能になつた。年代不明の旧簡の年代を新簡で決定できた例である。全簡が発表されればこのような事例は少なからずあるだろう。一方、先述の「建武三年候粟君責寇恩事」冊の研究で、獄訟の手続として爰書という文書が存在することを大きく取りあげてあるが、これは旧簡の研究において既に判明していることである。また、後述する雲夢睡虎地出土の秦律の中に齋夫という官が多くあることから、齋

夫に関する論文があるが、これも旧簡の研究において既に明らかなことである。新簡の簡文の中に従来全く知られていない歴史事実が出てきた場合には、それによって新分野が開けてくるだろうが、簡牘制度、文書の様式、官制等を中心とする制度史等の分野においては、帰納に資する類例が増加し、より精密な研究ができるようにならうが、従来の研究成果を根本的に見なおす必要はまずおこるま

い。もしおこるとすれば、それは簡牘をも歴史の材料の一つとして利用している論文においておこり得ると思う。要するに無作為抽出に等しい旧簡一万点と、同様の新簡二万点の間には、ほぼ性格は等しいだらうということである。

従つて我われは、森鹿三、M・ローウェー・永田英正等の諸氏によつて進められている旧簡の集成作業を更に進めて新簡釈文を待つべきであらう。

なお、「考古」一九七九年二号にある徐元邦・曹延尊両氏の「居延出土の『候史広徳坐不循行部檄』」の論文にあらわれている傾向に注目したい。この論文は新居延簡を研究するのに、旧居延簡は申すに及ばず、敦煌漢簡にも類例を求めて、スタインの *Serindia* をも参照している。広く漢簡一般に目を向け、屡次の発掘を漢代西北部の防衛線全体の中で把えようとする方法は最も基本的、本質的なもので、我われも心すべきものである。

その意味でも、西北科学考察団の中国人団員で、一九三二年にローナー北岸の漢代遺跡で七一簡を発見し、一九四八年に『羅布淖

尔考古記』を出版した黃文弼氏の業績を忘れてはならない。

また、今回の発掘は、今後調査が行なわれさえすれば居延・酒泉・敦煌漢簡はおどろくべき多数に達する可能性を示唆した。その意味では今日までの居延漢簡の研究は、中国木簡学の全くの序曲にしかすぎないのである。

四、古墓に副葬された簡牘

—一九七二年以降の研究—

今世紀後半、湖北・湖南・山東・江蘇等の各省から簡牘が出土するようになつたが、それらはいずれも古墓中から出土し、甘肅・新疆地方のフィールドの遺跡から出土するのと著しい対照を見せてゐる。フィールドの遺跡の簡牘は、本来廃棄品が偶然残つたものであり、日常使用されていたものである。古墓中の簡牘は、副葬という目的をもつて納められたもので、長年月の間に腐朽して消滅したり、或いは後世発掘されて再び世に出たりすることは偶然によるもの、本来入れるべくして入れた点で、基本的にはフィールド遺跡のそれとは異つており、研究に当つてはそのことを意識すべきである。

古墓から出土する簡牘は、分類すると書籍、遣策、その他に分けられる。以下順次述べることとする。

墓の主が生前愛用した書籍を納めたものであろう。

1 書籍

まず、一九五九年に甘肅省武威県磨咀子六号後漢墓から竹・木簡四六九簡に書かれた『儀礼』が出土した。うち竹簡は五五・五一五・五センチあつて漢の二尺四寸に当り、経書は二尺四寸の簡に書くと伝える当時の制度を実証した。甲本と分類上よぶ竹簡は、士相見之礼第三、服伝第八、特牲第十、少牢第十一、有司第十二、燕礼第十三、泰射第十四の七篇で現行本と篇名及び篇の順序を異にし、丙本は竹簡で喪服篇のみ、乙本は五〇・五センチの木牘で、服伝第八のみであった。書籍の出土は晋の太康二年(二八一)に河南の汲県で出たる汲冢書の記録があるが、武威の儀礼の出土は漢代の書籍の形がわかるものとして当時話題を集めた。一九六四年に『武威漢簡』として報告書が出ているが、墓葬、伴出遺物等も叙述し、簡牘を副葬品の一つとして扱っている。ただ、この『儀礼』は必ずしも善本とはいひ難く、『儀礼』研究には余り寄与しなかつた。墓主は郡文学クラスの人物かと推定される。

次に一九七二年、山東省臨沂県銀雀山一号前漢墓から四、九四二点の竹簡が出土した。この大部分の内容は兵家に属する書籍で、從来から伝っているものとして『孫子』、『六韜』、『尉繚子』、『管子』、『晏子春秋』、『墨子』などがあるが、もつとも注目されたのは『孫臏兵法』で、この書は『漢書』芸文志に書名が記録されておりながらその後散佚して伝わらず、明代頃からは『孫子』との関連で色々臆測のあつた書であった。從つて一九七五年には『銀雀山漢墓竹簡』と題する大部な釈文と写真が出版されてまず『孫子』と『孫

臏』が収められている。以後整理が進むに従い〔二〕〔三〕が続刊される予定である。この臨沂漢簡の出土は先秦思想史の研究者に大きな刺戟を与え、一九七六年には村山孚氏等訳の『孫臏兵法』(徳間書店刊)、金谷治氏訳註『孫臏兵法』(東方書店刊)の二冊が出版された。なお金谷氏は、現行本『孫子』に文章がないからといって、ただちに『孫臏兵法』と断じ得るかについては疑を存して居られる。

私は、前漢武帝頃と見られる墓から『尉繚子』『六韜』など、從来はもつと後世の仮託と見られていた兵書が出土したので、これらの書の最晩期限が遡り、先秦兵家の研究が再検討されるべきこと、『管子』『墨子』は『漢書』芸文志ではそれぞれ道家、墨家に分類されているが、劉欽の『七略』には兵家にも分類されていたのだからこれも兵家の書として扱うべきこと、中国の発掘簡報では陰陽書、星占、風占などの内容の書もあると述べ、占い関係のものは軽視しているが、「兵陰陽」に属する兵書の一つではないかと考えられることなどを指摘し、簡牘の取扱いに慎重さを希望している。⁽⁹⁾

医書の出土もあつた。敦煌・旧居延漢簡の中には医書・馬医書と思われる一、二の簡があるが、一九七二年に甘肅省武威県旱灘坡後漢初期墓から九二簡の医書が出土した。木牘に記され、実用的な医療の法が主である。一九七五年に『武威漢代医簡』が出版され、写真、釈文、註釈が含まれている。赤堀昭氏の『武威漢代医簡について』(東方学報京都50、一九七八)には和訳が試みられている。

一九七三年に湖南省長沙馬王堆三号墓からも木簡一〇を含む二〇〇簡の竹簡の医書が出土している。二種にわかれ、一は八八簡で仮題を何にするか意見が一致せぬ書、一は五二の病症名に二百七十余の治療法を書いたもので『五十二病方』と名づけられた。なお報告書は刊行されていない。

次に一九七五年に湖北省雲夢県睡虎地第一号秦墓出土の竹簡一千点余について述べておきたい。この竹簡については『睡虎地秦墓竹簡』という書が写真、釈文、註釈をあわせて一九七七年に出版された。この書によれば竹簡の内容は、『編年記』『南郡守騰文書』『奉律十八種』『效律』『秦律雜抄』『法律答問』『治獄程式』『為吏之道』よりなっている。この墓は秦始皇帝三十年（前二二七）に死んだ鄖縣治獄の喜という下級官吏の墓と見られ、『為吏之道』は最初より佚書として扱われ、仮題がつけられたものである。『編年記』は

当初『大事記』とよばれたもので、秦の昭王元年（前三〇六）から始皇帝三十年（前二二七）までの間の秦王朝の重要事件の年表で、その中に昭王四五年（前二六二）に生まれた「喜」が鄖縣の史から鄖縣治獄にいたる官歴が編綴されていると説明された。従つて重要事件年表の意味の『大事記』とよばれたのである。しかし私は逆であると考える。これは本来「喜」の年譜で、その年代を明らかにするために国の重要事件を書いたものである。こういうものを墓に入れる例には、晋の汲冢書の一である『竹書紀年』がそれであるといえ、形式の変遷はあるにせよ後世の墓誌銘に当り、その先駆的なものと

考える。『秦律十八種』『效律』『秦律雜抄』はいずれも商鞅の六律以外の律文を書いたもので、『秦律十八種』『效律』と『秦律雜抄』とは同種の律であるが、書写の仕方が違う。ただこれらの秦律を個々の条文として取扱うのは問題で、条文集としての法律書と見なすべきであろうと思う。すなわち県の獄吏であつた墓主喜が生前座右に置いていた法律書であり、従つて副葬されたものと考える。『法律答問』は六律中の難解な語や法の適用に関する問題で、漢の法律説に相当する法律書、『治獄程式』は事件の現場処理とその報告（爰書）の書式を書いたモデル集、ハンドブックに相当する「書籍」である。『南郡守騰文書』は始皇帝二〇年（前二二七）に治下の吏に対して出した布告書（の写し）で、墓主の通常指針としていたものであろう。私はこれら竹簡の性格を以上のように考えるので、雲夢秦簡を書籍の項目でとりあげているのである。

雲夢秦簡は始皇帝の法家路線を高く評価する四人組支配の時代に出土したので、これを用いて当時の風潮に適った論旨の論文が多くあり、現在は四人組批判の後であるから、以前の論調を批判する内容の論文が多く発表されつつある。秦簡に関する研究では、黄盛璋氏の一連の研究が勝れている。⁴⁰ 我が国では古賀登、堀毅氏らの研究が公表され、中央大学秦簡講読会の訳註初稿も出版された。⁴¹

秦代の資料は皆無に等しかったので、世界中の中国考古学研究者はすべて注目しており、欧米においても翻訳の作業が進められていると聞く。簡文は甚だ難解で、その研究はなお今後のことである。

なお『睡虎地秦墓竹簡』の書に関して私見を述べておく。⁽¹²⁾ この書は写真と釈文をのせた待望久しい書であつた。しかし問題は、睡虎地第一号墓の発掘報告がないことで、従つて各簡がどういう出土情況であったのか、何故A B C …の簡がこの順序に並ぶと考えられたのかが説明されず、冊書としての復原に科学的根拠が示されていない。『銀雀山漢墓竹簡』にも同じ不満があるが、特に二、三簡で一条文の文章が完結する睡虎地竹簡には、その根拠を示さぬと科学的な報告書とはいえない。また、睡虎地竹簡においても銀雀山竹簡と同様ト筮の書は除外して発表していない。釈文を作成する極く限られた人たちが、自己の価値判断によつて資料の一部を発表しないのは科学的ではない。すべてが公開されてから価値判断を下すべきもので、いずれはすべてが公開されるであろうという信頼のもとに、釈説に従事する人びとがその仕事を完成するまで新資料を独占することが認められているのである。

2 遺策

遺策とは墓中におさめた副葬品のリストのことと、この名称は『儀礼』既夕礼に「書賜於方、……書遣於策」とある句から作られた比較的最近の言葉である。古墓出土の簡牘はほとんどが遺策であると考えてもよい。

漢墓出土の遺策で最も多いのは湖南省長沙馬王堆三号墓の四〇簡、ついで馬王堆一号墓の三一二簡である。三号墓の方は未だ報告書は出ないが、一号墓の遺策は釈文と研究が『長沙馬王堆一号漢

墓』（一九七三年）及びその翻訳（関野雄等訳、一九七六年平凡社刊）にある。この墓は遺物の保存状態がよかつたので、遺物と遺策記載の品名とを照合することができ、墓葬の制度、ひいては礼の研究に資すると共に、器形がわかつていて名称の不明のもの、名称がわかつていて具体的器形のわからなかつたものが明らかになり、考古学の研究に寄与することになった。なお、遺策が完全な状態で出土のは湖北省江陵県鳳凰山一六七号墓で、七四簡を冊にまいた姿で出土し、麻の編も残っていた。副葬品も完全で、照合に最適であった。遺策の場合、一簡に一品目ずつ書くので、簡数が多い方が副葬品が豊かである。これに対して小規模な墓では一枚の板に書く。一般にはこれをも遺策とよんでいるが、私は同じく『儀礼』既夕礼により賜方と呼ぶのが適当だと考える。

湖南省、河南省などで発掘される戦国時代の楚簡は、内容はほとんど遺策であるが⁽¹³⁾、楚の文字の解読になお定説がないため、同一簡策の解釈が人によつて異なることがあり、楚器の銘文や帛書の解説とあわせて、楚文字の研究、ひいては楚文化の研究が今後に残された課題である。

なお、楚簡、秦簡、馬王堆漢墓の帛書、それに前漢初期の簡牘が多數発見されているので、これらの資料を総合的に使用し、中国古代書道史を研究すべき時期が来ている。これまた今後の課題である。

特にその他の項目を設けたのは、湖北省江陵県鳳凰山一〇号前漢早期墓出土の簡牘のためである。この簡牘は、竹簡一七〇点、木牘六点あるが、内容が收租、貸穀、民間の商売上の約などの経済史料であるので史家の注目をあつめ、論文も中国・日本両方に五指を屈する程あり、その見解はなお一致していない。この墓はほぼ文帝—景帝時代のもので、資料が少なく、従つて何とか利用したい簡牘である。いちいちの内容についてふれる余裕がないが、好並隆司「湖北江陵鳳凰山西漢墓出土の十号墓竹木簡牘について」(歴史学研究43)は諸説を紹介したうえ自説を展開する。

中国・日本を問わず、この論争に共通している問題点は、十号墓の簡牘類を、フィールドで発掘した簡牘と同様に取扱つていることである。簡牘類は居延で出たわけではなく、墓から出土しているのだから、何故墓に副葬したのかという面からの検討が必要で、これらが公文書か私文書かの議論などもこの点の検討をすませた上で為されるのがよい。もし公文書であるとすれば、当時は行政文書を墓へ持ち込むことができるような官僚制であったと考えねばならない。その程度のルーズな官僚制を用いて皇帝権力を徹底させるのは相当な苦労があつたに違いない。私は、墓主の生前の私的経済活動をしめす私文書と考える方が副葬品としてより適切ではないかと思う。

註

(1) 西北インドを中心に、アフガニスタン、バルチスタン、東西トルキスタン

で用いられた文字で、前五、四—三世紀にできたと推定される。楼蘭遺跡からは漢文簡と併出した。

甘肅省博物館「甘肅省武威発現一批西夏遺物」考古3 一九七四年

一八九〇年、英國の軍人 H. Bower がインド政府の命令で新疆のクチヤへ調査にゆき、樟皮に書いた貝葉形の古経を得、インド学者ヘルン (H. Hoernle) によって研究された。後には貝多羅という、シユロ科に属する多羅樹の葉を用いて仏經を写した。タイにおいては一四一五世紀でも書寫材料として用いている。

A. K. Bowman: The Vindolanda Writing Tablets and their Significance: An Interim Report Historia Band XXIV-3 1975

現実には写真番号と図版のページは、写真番号が抜けていることがあ?

一致せぬ。これを照合するには相当手間がかかる。

森鹿三教授の木簡研究論文は、同教授の「東洋学研究、居延漢簡篇」(一九七五、同朋社刊)に集まっている。この書の末尾に、拙稿「森鹿三先生と木簡研究」が附載されている。日本における居延漢簡研究史として参考されたい。

陳槃氏の研究は、陳槃『漢晋遺簡識小七種』(一九七〇、台北刊)に集まっている。

勞幹氏の研究は、『勞幹學術論文集甲編上下』(一九七六、台北、芸文印書館刊)に収められている。

大庭脩『臨沂竹簡兵書と兵家、昭昭8、一九七七 参照。

黃盛璋『雲夢秦簡』(編年記)初步研究 考古学報1 一九七七

同『影射史学の一つ黒標本——批(从云夢秦簡看秦代的反复辟斗争)』天津師範学報一九七七—六。

同『云夢秦簡辨正考古学報 一九七九—一。

古賀登『中国考古学の時代区分問題と雲夢出土の秦簡』堀毅『雲夢出土の秦簡の基礎的研究』史綱97 一九七七。

古賀登『尽地力説・阡陌制補論——主として雲夢出土秦簡による——早

省別簡牘出土表

省名	遺跡名	時代	簡牘数	出土年
山東省	臨沂 銀雀山1号墓	前漢	竹 4942	1972
	同 2号墓	々 漢	竹 32	々
江蘇省	連雲港市 海州	前漢	木 2	1962
	鹽城 三羊墩	々 漢	木 1	1963
安徽省	連雲港市 霍賀墓	前漢	木 7	1973
	々 侍其繇墓	々 漢	木 2	々
河南省	阜陽 双古堆M1	前漢	竹 不明	1977
湖北省	陝縣 劉家渠23号墓	前漢	木 2	1956
	信陽 長台閣	戰国	竹,木 117	1957
湖南省	江陵 望山1号墓	戰国	竹 23	1965
	々 2号墓	々 漢	竹 13	々
	雲夢 大墳頭	前漢	木 1	1972
	江陵 藤店1号墓	戰国	竹 24	1973
	々 凤凰山8号墓	前漢	竹 175	々
	々 10号墓	々 漢	竹,木 170	々
	光化 五座墳	々 漢	竹 約30	々
	江陵 凤凰山167号墓	々 漢	木 74	1975
	々 168号墓	々 漱	竹 66	々
	雲夢 睡虎地11号墓	秦	竹 1,000余	1975
甘肅省	長沙 五里牌406号墓	戰国	竹 38	1951
	長沙 203号墓	前漢	木 9	1951~52
	長沙 楊家大山401号墓	々 漱	木 1	々
	長沙 仰天湖	戰国	竹 42	1953
	長沙 楊家灣M006号墓	々 漱	竹 72	1954
	長沙 馬王堆1号墓	前漢	竹 312,木 48	1972
	々 3号墓	々 漱	竹 403,木 7	1973
江西省	敦煌附近	前漢	竹,木 702	1907
	々	々 漱	木 166	1914
	エチナ川流域	前漢,後漢	竹,木10,000余	1930~31
	ロブノール北岸	前漢	木 71	1932
	敦煌附近	々 漱	竹,木 48	1944
	武成 磨咀子6号墓	後漢	竹,木 504	1959
	々 18号墓	々 漱	木 10	々
	武成 旱灘坡	々 漱	木 92	1972
	エチナ川流域	前漢,後漢	竹,木 19,637	1973~74
	南昌 永外正街M1号墓	晋	木 6	1974
新疆ウイグル自治区	楼蘭	魏·晋	木 121	1901
	尼雅	晋	木 50	1901
	楼蘭	々 漱	木 173	1906
	尼雅	々 漱	木 11	々
	楼蘭	々 漱	木 5	1908~09
	々 吐魯番 TAM53号墓	々 漱	木 48	1913~15
			木 1	1966~69

(12) 稲田大学大学院文学研究科紀要23 一九七八
 堀毅 秦漢刑名考——主として雲夢出土秦簡による——早稻田大学大学院文学研究科紀要別冊4 一九七八
 秦簡講説会「湖北睡虎地秦墓簡」訳註初稿 中央大学論究一〇一 一
 大庭脩 雲夢出土竹書秦律の研究 関西大学文学論集27-1 一九七七

(13) 参照
 一九五七年に河南省信陽長台閣戰国墓で発掘された竹・木簡中には書物があるもようである。中国社会科学院考古研究所は「信陽楚墓」の報告書を準備中である由。
 なお、夏鼐先生の「近年来中国考古発現和研究」の講演で、最近発掘の曾侯墓から二百枚の竹簡の遣策が出土している旨を述べられた。